

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

【基本方針】

- 自然災害からの安全・安心を得るためにには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していくなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護及び避難等の活動が組織的に行われるすることが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命・財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 防災協働社会の形成 推進	市、県	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	市、県	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施
第3節 企業防災の推進	企業	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1(5) 地域貢献・地域との共生
	市、商工団体等	2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市及び県における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減の向けた取組み

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

「愛知県地震防災推進条例」（平成16年（2004年）4月1日施行）に基づき、県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

3 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、居住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦、傷病者、外国人等のうち、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を助ける、緊急避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区的市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市及び県における措置

- (1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

自主防災組織の活動は、警戒宣言が発せられた場合における地震予知情報の正確な伝達、混乱の発生防止等についても大きな役割が果たされることが期待できる。

このため、市は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の環境整備

市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

ウ 防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織がN P O・ボランティア等（以下「N P O・ボランティア関係団体等」という。）、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体、県など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

なお、県は、市等が実施するネットワーク化の取り組みに対し、必要な支援を行うものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市及び県は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を充分に發揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びN P O・ボランティア関係団体等との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、N P O・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のN P O等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

2 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画を作成し、平常時及び災害発生時において、効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

ア 情報の収集伝達体制の確立

イ 防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施

ウ 火気使用設備器具等の点検

エ 防災用資機材等の備蓄及び管理

オ 地域内の避難行動要支援者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火等の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難指示の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

(資料)

- ・ 街頭消火器 (附属資料 p. 39)
- ・ 可搬式動力ポンプ配置場所 (附属資料 p. 44)

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

市は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 防災リーダーの養成

地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成する。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

- ア 市は、ボランティアの受入れに必要な机、椅子及び電話等の資機材を確保する。
- イ 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請し、災害ボランティアセンターをしあわせ村（健康ふれあい交流館）に設置する。
- ウ 市は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、協力団体等との意見交換に努め、平素からボランティア活動を行っている者などを中心とした会員名簿の整備を行うよう協力要請する。
- エ 市は、防災訓練等において、協力団体の協力を得て災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座への参加

市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターを確保するため、ボランティアコーディネーターの養成及び養成したボランティアコーディネーターに対するレベルアップ研修等の実施に努める。

また、県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) N P O ・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からN P O ・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にN P O ・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、N P O ・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。

また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校及び保育園等と連携し、学生及び園児等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

(資料)

- ・ 災害ボランティアセンター (附属資料 p. 53)

第3節 企業防災の推進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（B C P）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（B C P）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（B C P）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（B C P）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市は策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 建築物等の安全化

【基本方針】

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されている。しかし、耐震性は多様な要素が複雑に関わり合って定まるものであり、これを十分確保したはずの建築物が、巨大地震により被害を受けた例も記憶に新しい。これらの教訓から、より強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。
- 地震発生時の避難、救護及び応急対策活動の本拠となる市有建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 建築物の耐震推進	市、県	1(1) 総合的な建築耐震性向上の推進 1(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行 2 耐震改修促進計画 3 公共建築物の耐震性の確保及び向上 4 一般建築物の耐震性促進 5 都市建設物の防災対策 6 応急危険度判定の体制整備
第2節 交通関係施設等の整備	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第3節 ライフライン関係施設等の整備	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第4節 文化財の保護	市、県	1(1) 防災思想の普及 1(2) 管理者に対する指導・助言 1(3) 防火・消防施設等の設置
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	市、県	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備事業の推進

第1節 建築物の耐震推進

1 市及び県における措置

地震発生により避難所となる施設を始めとして、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年（1995年）法律第123号）の対象となる特定建築物等について耐震性の向上に努めるものとする。

また、特定天井等の非構造部材整備についても整備を行っていくものとする。

なお、一般建築物の耐震性を促進するため、耐震相談の充実に努めるものとする。

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るために、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

市は、一般建築物についても、所有者に対して耐震診断・耐震改修の普及・啓発に努める。

なお、県は、県は耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成するものとし、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成するものとする。

また、耐震改修促進法に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市町村の耐震改修費補助事業に助成するものとする。

(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市は、一般建築物についても、所有者に対して耐震診断・耐震改修の普及・啓発に努める。

なお、県は、耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成するものとし、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成するものとする。

また、耐震改修促進法に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市町村の耐震改修費補助事業に助成するものとする。

2 耐震改修促進計画

(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年（1981年）5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めている。

(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

3 公共建築物の耐震性の確保及び向上

(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

災害対策には、迅速かつ正確な情報伝達、適切な対応行動の誘導及び啓発並びに休息・睡眠のための安全な避難場所の確保が重要である。

市は、これらの対策活動を円滑に進めるため、次の施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止又は低下の回避に努める。

ア 防災上重要な建物

- (ア) 災害時の復旧活動等防災業務の中核を担う庁舎及び消防機関等関連施設
- (イ) 被災者の緊急救護所あるいは避難所となる病院、学校等の避難所建物

イ 防災上重要な建物に対する対応

重要な建築物については、激甚な災害に当たっても大きな機能障害を発生させないため、国土交通省その他の研究機関による新技術基準の策定、耐震設計基準の改訂、各震災被害報告及びそれを踏まえた基準等の改正に沿い、次の諸点を推進する。

- (ア) 新設建築物の耐震設計及び施工の確保
- (イ) 既設建築物の耐震性の調査
- (ウ) 既設建築物のうち耐震性に疑問のある建築物の耐震改修の促進

(2) その他の市有建築物の耐震性の確保

その他の既設建築物についても昭和56年（1981年）度制定の新耐震設計基準を踏まえ、重要建築物に準じて耐震性能の向上に努める。

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

大規模店舗、民間医療施設等多数の人を収容する建築物を中心としたその他の防災上重要な建築物について、耐震性の調査及び耐震性の確保を図るため、民間施設関係団体等の指導に努める。

4 一般建築物の耐震性促進

一般建築物の耐震性に関する知識を高めるため、耐震工法や補強方法等の技術知識を広く市民に啓発するとともに、住宅等地震相談の充実に努め、耐震性の向上を促進する。

(1) 住宅等地震相談及び一般建築相談

住宅などの建築に係る情報の提供を図るため、種々の住宅に関連するパンフレット等を配布し、地震等による住宅の防災化についても、各種情報の提供や相談業務の充実に努める。

(2) 民間住宅の耐震性能診断強化・耐震改修等促進

市は、旧基準の民間住宅を対象に、耐震診断・耐震改修等の積極的な普及及び啓発に努め、耐震診断・耐震改修等実施について誘導、支援し、国、県及び建築団体との連携のもとに、耐震診断・耐震改修等の促進に努める。

(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進

市は、一般建築物についても、所有者に対して耐震診断・耐震改修等の普及・啓発に努める。

なお、県は、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物及び、県又は市町村が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対する市町村の耐震診断費補助事業に助成するものとする。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物に対する市町村の耐震改修費・除却費補助事業に助成するものとする。

また、県、市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努め、県内の国立3大学、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及するものとする。

(4) その他の安全対策

住宅・建築物に関する地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を強化するだけでは十分とはいえない。過去の地震でもロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死のほか、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策推進に努める。

なお、市は、住居において住居者の実施する防災対策を誘導、支援することとし、家庭での地震防災対策の推進に努める。

5 都市建築物の防災対策

1階以上又は高さ31メートルを超える高層建築物については、発災時における危険が極めて高いので、消防本部としては、予防査察の強化を始め、消防法（昭和23年（1948年）法律第186号）に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用及び防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消防及び避難訓練の励行について、指導の強化に努める。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く県民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

6 応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

市は、県が実施する判定士養成講習会に建築士等を参加させ、判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会の設置

市、県及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県下市町村相互の支援・判定体制の確立に努める。

第2節 交通関係施設等の整備

1 施設管理者等における措置

地震により道路、橋梁等が被災することは、震災時における市民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送活動等に困難をもたらす。したがって、日常から施設の危険箇所の調査と、これに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努めるとともに、今後、国の調査会等の結果を基に、新たな補強計画を策定し、その実施に努めるも

のとする。

なお、災害応急活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定し、その整備に努めるものとする。

また、応急復旧作業を迅速に実施するため、応急復旧資機材等の調査を行い、民間常時保有量の把握に努めるとともに、新たに道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図るものとする。

2 道路施設

(1) 道路・橋梁等の整備

ア 道路の整備

予想される道路の被害として、高盛土箇所の崩壊、沖積層地帯、埋立地内等軟弱地盤における路面の亀裂、沈下、法面からの土砂及び岩石の崩落等がある。

このため、定期的な点検等により、これら被害が想定される箇所の把握及び対策工法を決定し、補修等対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

また、電柱の倒壊による道路の閉塞を防ぐため、東海市無電柱化推進計画により、緊急輸送道路のうち「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画（平成31年（2019年）3月改定）」に位置付けられた広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点、災害拠点病院から航空輸送拠点の拠点間の標準アクセスルートにおける、無電柱化を図る。

イ 橋梁の整備

橋梁の被害としては、橋脚及び橋台の移動及び転倒等による被害、これに伴う上部工の二次的被害、支持地盤力の低下による被害、あるいは橋座、支承部の被害等が想定される。

このため、定期的な点検等により、これらの被害が想定される箇所を把握し、強化対策の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

（資料）

- ・ 橋梁等の現況 (附属資料 p. 19)

(2) 災害対策用緊急輸送道路の指定

災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、他の道路に優先して地震防災対策を実施する路線として、次のとおり緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定する。

指定に当たっては、県の指定する災害対策用緊急輸送道路に準じて指定するとともに、各拠点施設等との有機的な連携を十分考慮し、災害対策活動の円滑化を図る。

ア 第1次緊急輸送道路（国道等幹線輸送道路）

- (ア) 国道155号（西知多産業道路を含む。）
- (イ) 国道247号（西知多産業道路を含む。）
- (ウ) 国道302号（伊勢湾岸道路を含む。）
- (エ) 主要地方道名古屋中環状線
- (オ) 知多半島道路

(カ) 名古屋高速4号東海線

イ 第2次緊急輸送道路

国道247号、主要地方道名古屋半田線

ウ 第3次緊急輸送道路

市町村の防災計画、又は愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会で定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路。

エ 第4次緊急輸送路

(ア) 国道247号、市道一番畑寝覚線

(イ) 市道名和加木屋線

(ウ) 市道名和養父線

(エ) 県道長草東海線

(オ) 県道東海緑線、市道大池北線

(カ) 県道東海緑線、市道伏見上野台線

(キ) 市道中央1号線、市道浜新田6号線

(ク) 市道中新田1号線、市道東海1号線、市道元浜線

(ケ) 市道元浜加木屋線

(コ) 主要地方道名古屋半田線、市道西平子2号線、市道三ツ池線

(サ) 県道大府常滑線

オ くしの歯ルート

津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路で、第1次及び第2次緊急輸送道路から選定。

(資料)

・ 緊急輸送道路図 (参考資料 図面3)

(3) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(4) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

(5) 応急復旧作業のための事前措置

市は、管理する緊急輸送道路について、区間を定め、路面の亀裂、段差等小規模な応急復旧作業については、担当業者を指定するとともに、市内各地域の民間が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所及び常時保有量等を調査し、実態の把握に努める。

また、津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送

等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版 くしの歯作戦）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

3 鉄道

鉄道会社は、耐震性の強化及びその整備に努めるとともに、運転規制、巡回、点検等による予防対策を講ずるものとする。

(1) 大規模災害に備えた対策

- ア 構造物の耐震性
- イ 鉄道施設の点検及び巡回
- ウ 運転規制

(2) 激甚な大規模災害に備えた対策

- ア 土木構造物の耐震強化
- イ 通信手段の強化
- ウ 電気設備の強化
- エ 即応体制の強化

4 港湾

港湾は、震災発生後の緊急物資及び人員の海上輸送を確保するための必要な施設である。

したがって、横須賀ふ頭については耐震性ふ頭の推進を図り、十分な機能が確保されるよう、県及び名古屋港管理組合と連携し、激甚な大規模災害にも備えた対策が推進されるよう努める。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

1 市、県及び施設管理者における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

2 電力施設

中部電力パワーグリッド株式会社は、災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図る

ため電力設備の防災対策に努めるものとする。

(1) 設備面の対策

- ア 発電及び変電設備の被害防止対策を講ずる。
- イ 送電及び配電設備について、軟弱地盤地帯への設備の設置は極力さける。

(2) 体制面の対策

- ア 保安の確保を図る。
- イ 資機材等の確保体制を確立する。
- ウ 他電力会社との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

東邦ガス株式会社は、災害時におけるガス供給を確保し、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には、二次災害を防止するとともに、早期復旧を図るため、次の対策を講じるものとする。

(1) 大規模災害に備えた対策

- ア ガス工作物の耐震性の向上
- イ 津波浸水対策
- ウ 緊急操作設備の強化
- エ 応急復旧体制の整備

(2) 激甚な大規模災害に備えた対策

- ア 導管ブロックの細分化
- イ 応急復旧体制の整備

4 上水道

震災による水道の断水を最小限にとどめるため、施設の防災性の強化に努めるものとする。

また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、給水用資機材の整備拡充を図るものとする。

(1) 大規模災害に備えた対策

ア 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分な耐震設計及び耐震施工を行う必要がある。その場合の設計施工指針としては、「水道施設耐震工法指針解説（日本水道協会制定）」に準拠して設計施工する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、拠点避難所等の受水槽に緊急遮断弁を設置する。

イ 応急給水用資機材の整備と点検補修

給水車、給水タンク、ポリ容器、水袋、バケツ、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。

また、借り上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておかなくてはならない。

なお、災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、拠点避難所等の受水槽に緊急遮断弁を設置する。

ウ 応急給水体制と給水用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合に備え、市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、応急体制並びに応急給水活動に必要な給水車、給水タンク等給水用資機材の整備拡充を図る。

(資料)

- ・ 給水施設、設備等 (附属資料 p. 58)

エ 防災非常時の協力体制の確立

市は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、隣接市町又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた場合は、これらに対し、積極的に協力する。

また、関係業者及び関係行政機関等の連絡体制を確立する。

(資料)

- ・ 水道災害相互応援に関する覚書 (参考資料 p. 62)
- ・ 災害時等における応急対策に関する協定 (参考資料 p. 64)

(2) 激甚な大規模災害に備えた対策

激甚な大規模災害に備えるため、(1)に加え、次の対策を行う。

ア 施設の防災性の強化

被災時の給水拠点となる配水池等の耐震性の強化及び水道配管の老朽管の更新を推進するとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。

イ 防災非常時の協力体制の確立

激甚災害時に、大規模な支援体制を整備する。また、自衛隊等の応援要請等も含め、その実効性を確保する。

5 下水道

市民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう、地震による破損が想定される箇所並びに施設の補強及び整備に努めるとともに、新設する施設については、地質、構造等の状況を配慮して、耐震性の強化等耐震対策に努めるものとする。

また、下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保及び復旧体制の確立を図るものとする。

(1) 大規模災害に備えた対策

下水道管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設

の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

ア 管渠施設の対策

下水道管理者は、管渠を敷設する場合は、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討し計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

なお、液状化の恐れのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

イ ポンプ場、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、ポンプ場又は終末処理場と管渠の連結箇所は、地震動により破損しやすいため、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。

ウ 緊急連絡体制の確立

市は、被害の把握や復旧のために、関係行政機関及び関係業者等の相互の連絡を確実に行うため、連絡体制を確立する。

エ 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式ポンプその他復旧に必要な資材及び機器の計画的な確保に努める。

オ 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、市職員あるいは市内の関係業者等のみでは対応が不十分となることが予想されるため、相互支援体制について国による「下水道事業における災害時支援に関するルール」を参考に作成された中部10県4市の相互支援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」に基づき、県に応援を要請する。

(2) 激甚な大規模災害に備えた対策

直下型等の地震動が大きな地震に対しては、「下水道施設地震対策指針と解説」及び「下水道の地震対策マニュアル」に適合させ、かつ地域や地質の実状に応じて必要な対策を講ずる。

6 通信施設

通信機能の確保は、社会的な混乱の防止及び災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要な問題であり、各防災関係機関は、電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力をあげて取組む必要がある。また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図るとともに、平常時より無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所へ設置する。

なお、建物の倒壊や地盤の揺れ等に伴う通信施設の損壊や架空・埋設ケーブルが寸断される等、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するため、緊急対策及び抜本的対策を策定するとともに、各種通信対策を図るものとする。

(1) 電気通信

西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、国内電気通信事業の公共性を考慮し、災害時においても通信の確保ができるよう、施設の耐震、防火、防水及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る。

- ア 設備の耐震対策
- イ 防火及び防水対策
- ウ 通信網の整備
- エ 各種災害対策機器の整備
- オ 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
- カ 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
- キ 防災に関する訓練

(2) 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に、災害時における通信手段としては、最も重要な役割を果たしている。

これら専用通信の確保については、各機関において、具体的な計画を作成し、対応していくべきものであるが、基本的には、次のような点に特に注意していくことが重要である。

- ア 耐震性の強化
 - 局舎及び装置等について、耐震等の防災工事を実施するものとする。
- イ 伝送路の強化
 - 通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。
- ウ 装置及び機材の充実
 - 予備電源、移動無線、可搬型無線機等の資機材の充実及び整備を図る。
- エ 定期的な点検の実施
 - 常時使用可能とするため、施設及び装置の定期的な保守点検を実施する。
- オ 緊急対策
 - 各機関は、円滑な情報の収集伝達手段として、移動系無線局の整備に努める。
 - なお、市は、移動系の地域防災無線を整備し、効果的活用に努めるとともに、同報系無線についても検討する。
- カ 抜本的対策
 - 通信寸断を考慮し、各機関は、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設整備の検討を図るよう努める。

(3) 各種通信対策

ア 防災相互信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するため、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関との防災相互信用無線局の整備について検

討する。

イ 放送

放送は、非常災害時における市民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため、次のような対策の推進に努める。

- (ア) 送信所等の建物及び構築物の耐震力の強化を図る。
- (イ) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。
- (ウ) 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- (エ) 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- (オ) 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。

ウ 地震計

市は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

エ 非常通信

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じ、災害の未然防止を図る。

- (ア) 非常通信協議会の拡充強化
- (イ) 非常通信訓練の実施
- (ウ) 非常通信訓練の総点検

オ アマチュア無線局

アマチュア無線は、激甚な大規模災害時に通信手段が途絶した場合、ボランティア活動としての情報収集伝達に有効な手段と考えられるので、非常通信協力会を含め、協力を求める。

カ その他の通信

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合において、市は、市民への広報手段として、知多メディアネットワーク㈱のCATV・コミュニティFM及びメールマガジン配信サービスの活用を図る。

7 農地及び農業用施設

農地及び排水ポンプ、水門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも、広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努めるものとする。

(I) 大規模災害に備えた対策

ため池、排水ポンプ、水門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震設計にあった構造で新設又は改修を行う。

(2) 激甚な大規模災害に備えた対策

ため池等の被害は、農地及び農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、ため池（防災重点ため池）、排水ポンプ場等の耐震対策及び液状化対策の検討を行う。

（資料）

- ・ 防災重点農業用ため池 (附属資料 p. 19)
- ・ 農業用水門 (附属資料 p. 36)
- ・ 農業用排水ポンプ場 (附属資料 p. 36)

第4節 文化財の保護

1 市及び県における措置

市は、貴重な文化財を後世に継承するため、適切な保護及び管理体制の確立並びに防災施設の整備促進を図るものとする。

(1) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高めるため、文化財防火デーを中心とした日に、防災訓練等を実施し、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

所有者及び管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理及び保護について指導及び助言を行う。

(3) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備等の消防設備の設置を促進する。

2 平常時からの対策

(1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

- ア 所有者・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所
- イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
- ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）
- エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

(2) 文化財レスキュー台帳を県とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。

(3) 所有者（管理者）に対する防災意識の普及を図るために「文化財の防災手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。

(4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進

する。

- (5) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施の上報告を受ける。

3 重要文化財の耐震対策

平成30年（2018年）8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

- (1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- (2) 対処方針の作成・提出
- (3) 耐震対策推進の周知徹底
- (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
- (5) 耐震予備診断実施の徹底

4 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

5 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

6 応急協力体制

市は、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 市及び県における措置

南海トラフ地震並びに直下型地震等の突発性地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、本市及び県が実施する地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備事業を推進するものである。

整備事業は、県が作成し地域防災計画に記載される「地震防災緊急事業5箇年計画」及び県・市単独事業により年度のバランス、緊急性等勘案して推進する。

なお、実施事業の内容は、地震防災強化計画編の東海地震に備える地震対策緊急整備事業等に準じて実施する。

（地震対策緊急整備事業等）

- 1 消防用施設の整備
- 2 通信施設の整備
- 3 避難場所避難路の整備
- 4 緊急輸送道路の整備

- 5 医療機能の整備
- 6 保育園施設の整備
- 7 小学校及び中学校施設の整備
- 8 市庁舎の整備
- 9 その他の市有建築物の整備
- 10 急傾斜地崩壊防止施設の整備
- 11 救援救護用資機材の整備
- 12 水道施設の整備
- 13 避難所資材の整備

第3章 都市の防災性の向上

【基本方針】

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 都市計画	市	1(1) 土地区画整理事業 1(2) 街路の整備 1(3) 都市公園整備事業
第2節 防災街区等整備対策	市 県 市、県	1(1) 防火地域、準防火地域の指定 2(1) 宅地造成等の規制 3(1) 市街地再開発事業
第3節 建築物の不燃化の促進	市、県	1(1) 建築物の防火規制 1(2) 建築物の火災耐力等増強策の促進
第4節 防災空間の整備拡大	市、県	1(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画 1(2) 都市公園の整備
第5節 市街地開発事業による 都市整備	市	1(1) 市街地再開発事業の推進 1(2) 土地区画整理事業の推進

第1節 都市計画

1 市における措置

(1) 土地区画整理事業

土地区画整理事業の実施に併せて、道路、公園、上下水道その他の公共施設を整備することにより、健全な市街地の形成と防災機能の一層の充実を図る。

(資料)

- ・ 土地区画整理事業の現況 (附属資料 p. 22)

(2) 街路の整備

街路は、災害時における防火帯及び消防救護活動並びに緊急輸送の動脈として重要な施設であるので、幅員、構造等は防災の目的に配慮して計画する。

(3) 都市公園整備事業

公園、緑地、広場等も街路とともに重要な防災施設である。災害時の避難場所として、また、火災発生時には防火帯及び応急救護活動の拠点として活用できるので、都市防災の観点から適正な公園・緑地の規模及び配置に注意し、拡充整備を図る。

第2節 防災街区等整備計画

1 市における措置

(1) 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、商業地など都市の中心的な場所の地域を防火地域に、また、防火地域周辺の地域等は準防火地域として必要な規制を行う。

2 県における措置

(1) 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれが著しい区域については、知事が指定し、必要な規制を行う。

3 市及び県における措置

(1) 市街地再開発事業

市街地における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用で都市機能の更新を図る。

第3節 建築物の不燃化の促進

1 市及び県における措置

(1) 建築物の防火規制

ア 防火地域又は準防火地域の指定

建築物が密集している地域では、地震による火災の被害が生ずるおそれが大きい。

これに対処するため、火災が起きた場合、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に対する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域及び準防火地域の指定がされている。

これら防火地域内の新規の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることと規定されており、準防火地域内の新規の大規模建築物又は高層ビルは耐火建築物、中規模のものは準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも外壁等を防火構造とすることと規定されている。

これらにより、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る。

イ 建築物の不燃対策

屋根及び外壁の不燃対策については、県において、都市計画区域の全域が指定されている。したがって、本市の場合、市の区域の全体が対象区域のため、延焼防止対策の促進に努める。

延焼防止対策

ア 屋根を不燃材料で葺く

イ 外壁で延焼のおそれのある部分の構造を土塗壁又は延焼防止に有効な構造とする

(2) 建築物の火災耐力等増強策の促進

建築物自体の耐火・防火については、建築基準法を中心とする各種法令により規定されて

おり、地震発生に際しても、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の高い建築物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図る。

第4節 防災空間の整備拡大

1 市及び県における措置

大震災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園、街路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

このため、防災空間の整備として、緑地の確保、公園、街路等の都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。

(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画

公園緑地の配置計画については、「東海市 緑の基本計画」（平成28年度（2016年度）改訂）において、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統及び景観構成系統の4系統別に検討を行い、防災系統については、より効果的となる配置計画を行う。

また、この「東海市 緑の基本計画」に基づき、都市公園の整備を積極的に推進する。

(2) 都市公園の整備

公園は、震災時の避難地及び避難路として、あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことから、総合公園を始めとする都市公園の整備を積極的に推進していく必要がある。

また、都市公園法施行令の改正等に伴い、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及びヘリポートの公園内設置が限定的に認められた。よって、これらの制度を活用しつつ、災害時の多目的な利用が可能な施設整備に努める。

(資料)

- ・ 公園等の現況 (附属資料 p. 23)
- ・ オープンスペース (附属資料 p. 61)

第5節 市街地開発事業による都市整備

1 市における措置

(1) 市街地再開発事業の推進

都市の災害防止を図るとともに、合理的かつ健全な高度利用が図られるよう、市街地再開発事業を推進する。

(2) 土地区画整理事業の推進

市街化区域内における市街地整備の主役としての土地区画整理事業を推進することにより、健全な市街地の形成と防災機能の一層の充実を図る。

第4章 液状化対策・土砂災害等の予防

【基本方針】

- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策の促進が必要であるが、この場合、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、長足杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化することが重要である。
- 地震により発生する地割れ、液状化や地滑り、がけ崩れ、山崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期するものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤及び活断層等を十分考慮し、土地利用の適正な指導を行うとともに、県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。
- 県からの情報提供を地域防災計画に反映させるなど、県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の適正誘導	市、県	適性かつ安全な土地利用への誘導規制
第2節 液状化対策の推進	市、県	対策工法の実施の促進
第3節 宅地造成の規制誘導	市、県	1(1) 宅地造成工事規制区域 1(2) 造成宅地防災区域 1(3) 宅地危険箇所の防災パトロール 1(4) 宅地危険箇所の耐震化
第4節 土砂災害の防止	県	1(1) 土砂災害警戒区域等の指定 1(2) 山地灾害危険地区的把握 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システムによる情報提供 1(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進
	市	2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知 2(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等
第5節 被災宅地危険度判定 の体制整備	市、県	1(1) 相互支援体制の整備

第1節 土地利用の適正誘導

1 市及び県における措置

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法（平成元年（1989年）法律第84号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和49年（1974年）法律第92号）に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法（昭和43年（1968年）法律第100号）を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用へ

の誘導規制が図られている。同時に、地盤地質を始めとする自然条件の実態を把握し、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する必要がある。

さらに、地盤災害が予想される地域住民に対し、防災カルテや防災マップ等により正しい知識の普及に努める。

第2節 液状化対策の推進

1 市及び県における措置

市は、昭和51年（1976年）度に沖積層の分布調査を実施し、「東海市の地質」として、市民に公表してきたが、今後とも調査の中で、液状化の危険箇所として位置付けのある地域を始め、沖積層が厚く分布している地域等を、市民や建築物の施工者等への理解を図るとともに、対策工法の実施を促進することが重要である。特に、これらの地域で木造家屋の密集した市街地においては、家屋の倒壊、火災等の発生の危険性が大きく考えられるため、建築時の対策を始め、住民への理解を図っていく。

また、県が公表した東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果から液状化マップ等を作成し、市民や建築物の施行主等に周知を図るものとする。

(資料)

- ・ 沖積層等深線図 (参考資料 図面1)
- ・ 液状化対策の方法 (附属資料 p. 74)

第3節 宅地造成の規制誘導

1 市及び県における措置

(1) 宅地造成工事規制区域

宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地にろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

(2) 造成宅地防災区域

大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者に危害を生ずるもののが発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

(3) 宅地危険箇所の防災パトロール

災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

(4) 宅地危険箇所の耐震化

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

(資料)

- ・ 大規模盛土造成地マップ (参考資料 図面5)

第4節 土砂災害の防止

1 県における措置

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害警戒区域等について、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域(地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域)」の指定を行う。

※現時点では愛知県知事が指定する区域はなし。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、指定については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、行うものとする。(地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。)

(2) 山地災害危険地区の把握

県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により山地災害危険地区を把握する。

(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表し、標識等により住民へ周知する。

基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。

(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。

ア 土砂災害特別警戒区域

ア 特定の開発行為の制限

(イ) 建築物の構造規制による安全確保

(ウ) 建築物に対する移転等の勧告

イ 災害危険区域

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

(ア) がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制

(イ) 標識等による住民への周知

(ウ) 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導

(エ) 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令

(オ) 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

エ 山地災害危険地区

災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

(5) 土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を土砂災害監視システムにより市町村や住民に提供する。

(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令判断に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

(資料)

- ・ 急傾斜地崩壊危険区域 (附属資料 p. 14)
- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所 (附属資料 p. 14)
- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (附属資料 p. 15)
- ・ 危険区域図 (参考資料 図面2)

2 市における措置

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 (エ)に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等)

- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
 - (オ) 救助に関する事項
 - (カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

市長は、地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

第5節 被災宅地危険度判定の体制整備

1 市及び県における措置

(1) 相互支援体制の整備

地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

【基本方針】

- 地震・津波災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修に派遣等により人材育成を行う必要がある。また、市及びその他の各防災関係機関は、防災資機材の整備を図るものとする。また、地震等の災害に対処し得る人材の養成に努めるものとする。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
防災施設・設備及び災害用資機材の整備	市、県、防災関係機関	1(1) 防災施設等の整備 1(2) 防災用拠点施設の整備促進 1(3) 公的機関の業務継続性の確保 1(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 1(5) 人材の育成等 1(6) 防災中枢機能の充実 1(7) 浸水対策用資機材の整備強化 1(8) 地震計等観測機器の維持・管理 1(9) 緊急地震速報の伝達体制整備 1(10) 防災用拠点施設の屋上番号標示 1(11) 化学消火薬剤等の整備 1(14) 防災ヘリコプターの導入及びヘリコプターを用いた活動体制の整備 4 情報の収集・連絡体制の整備 5 救助・救急に係る施設・設備等 6 非常用水源の確保 7 物資の備蓄、調達供給体制の確保 8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 9 災害廃棄物処理に係る事前対策 10 罹災証明書の発行体制の整備
	県警察	2 災害警備用装備資機材
	消防機関	3 消防施設、設備の整備及び改善並びに性能調査

防災施設・設備、災害用資機材及び体制等の整備

1 市、県及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

地震災害発時における救援・消火活動等を円滑に実施するため、すべての拠点避難所及び予備拠点避難所において、建築物の整備、及び災害対策用の破壊器具・救助器具等の資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

また、災害時に地域における防災活動の担い手として中核を担う消防団の活動拠点施設の整備に努めていく。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

(ア) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

(ウ) 電気・水・食糧等の確保

(エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(オ) 重要な行政データのバックアップ

(カ) 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について府内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 市及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に

取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギー・システムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPGガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低72時間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

(8) 防災関係機関相互の連携

ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

イ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

ウ 市、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

エ 市、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(9) 浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要ない木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資器材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(10) 地震計等観測機器の維持・管理

市及び県は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対

応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(11) 緊急地震速報の伝達体制整備

市及び県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(12) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市役所等の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化の整備に努める。

(13) 化学消火薬剤等の整備

石油コンビナート等における危険物火災等に対処するため、化学消火薬剤等を備蓄する。

(資料)

- ・ 化学消火薬剤備蓄状況 (附属資料 p. 39)

(14) 防災ヘリコプターの導入及びヘリコプターを用いた活動体制の整備

ア 県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、名古屋市に地方自治法第252条の14に基づく「事務の委託」を行う。

イ 県は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できる体制を確保するよう、事務を受託した名古屋市との調整に努める。

2 県警察における措置

県警察は、震災発生時における救出救助活動等に使用するため、ヘリコプター、特殊車両等災害警備用装備資機材の整備を図るとともに、燃料備蓄施設を整備する。

また、災害応急対策への迅速的確な態勢を確立するため、警察施設の自家発電設備等の充実を図る。

3 消防機関における措置

現在、市においては、救助工作車、電源車等の災害用特殊車両を整備しているが、今後も救助活動等に必要な特殊車両を整備するよう努める。

(資料)

- ・ 消防本部・消防団保有消防力 (附属資料 p. 38)
- ・ 消防団詰所 (附属資料 p. 38)
- ・ 消防水利の現況 (附属資料 p. 38)
- ・ 可搬式動力ポンプ配置場所 (附属資料 p. 44)
- ・ 消防団詰所防災資機材 (附属資料 p. 39)

4 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備

大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

エ 防災情報システムの整備

県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。

さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

オ ヘリコプターテレビ電送システムの整備

県は、被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

5 救助・救急に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急

救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

6 道路河川の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輌では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輌の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

7 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならぬ事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかなくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量 (ℓ／人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～ 3日	3	おおむね 1 km以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～11日	20	おおむね 250 m以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね 100 m以内	同 上
22日～28日	被災前給水量 (約250)	おおむね 10 m以内	仮配管からの各給水共用栓

(2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

ア 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

イ 水道用貯留施設の利用

浄水池、配水池及び耐震性貯水槽

ウ 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

エ プール、ため池の利用

ろ過器等で浄化して応急給水する。

オ 井戸水の利用

(ア) 地震により崩落、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。

(イ) 生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

8 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食糧、飲料水（ペ

ットボトル等)、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要な簡易トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食糧を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市及び県は、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。
- (4) 市は、クラッカーを始めとした、食糧備蓄については、避難者を人口の約1割以上を目安として、実情に即しつつ拡充強化に努める。

なお、備蓄物資については、高機能、高性能の製品が開発されることも踏まえ、逐次備蓄物資の見直しを図ることとする。

9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要る資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

10 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針(改訂版)(平成30年(2018年)3月:環境省)に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや簡易トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

(2) 広域連携、民間連携の促進

市、県（環境局）及び中部地方環境事務所は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びN P O・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

なお、市は、次の協定を締結している。

(資料)

- ・ 災害時的一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 (参考資料 p. 69)
- ・ 一般廃棄物処理の相互援助に関する協定 (参考資料 p. 71)
- ・ ごみ処理相互応援に関する協定 (参考資料 p. 70)
- ・ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 (参考資料 p. 72)

11 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 市は、県が行う住家被害の調査の担当者のための研修機会に参加し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

(資料)

- ・ 災害時における家屋被害認定業務に関する協定 (参考資料 p. 81)

第6章 避難行動の促進対策

【基本方針】

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、市は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 津波警報や避難情報の 情報伝達体制の整備	市、県	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保
第2節 緊急避難場所・避難路 の指定等	市	1 緊急避難場所の指定 2 避難路の選定
第3節 避難情報の判断・伝達 マニュアルの作成	市	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定等に係る助言 1(3) 判断のための助言を求めるための事前準備
	県	判断基準の設定に係る助言
第4節 避難誘導等に係る計画 の策定	市、防災上重 要な施設の管 理者	避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	市、県、名古屋 地方気象台	1 緊急避難場所等の広報 2 避難のための知識の普及 3 その他

第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 県における措置

県は、市に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

2 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、地域防災無線やコミュニティFM、緊急速報メール等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討し

ておく。

3 市、県及びライフライン事業者における措置

市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

市における措置

1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所、一時避難場所及び津波一時避難ビルを選定する。

(1) 広域避難場所の選定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、大震火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区住民の全ての住民を収容できるよう配置する。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していくなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、原則として純木造密集市街地から300メートル以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200メートル以上、耐火建築物からは50メートル以上離れているところとする。

キ 地区分けをする場合においては、小学校区単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 一時避難場所の確保

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見

る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

(3) 津波一時避難ビルの指定

市は、市内に津波・高潮等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域住民が緊急に一時避難し使用できる施設について津波一時避難ビルとして指定する。

なお、津波一時避難ビルは、津波避難対象地域周辺に存在する建物で市が避難施設と認定した施設を協定締結に基づき指定する。

(資料)

- ・ 広域避難場所 (附属資料 p. 49)
- ・ 一時避難場所 (附属資料 p. 50)
- ・ 津波一時避難ビル (附属資料 p. 51)

2 避難路の選定

市は、緊急避難場所を指定したときは、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難道路は、おおむね8～10メートルの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物及び危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 津波災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること

エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること

ア 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年（2014年）5月

30日愛知県防災局公表）の浸水想定区域

(イ) 津波浸水想定（平成26年（2014年）11月26日愛知県建設部公表）における浸水想定区域

(ウ) 津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県建設局指定）における浸水想定区域

オ 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること

カ 避難情報の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること

キ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること

(2) 判断基準の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県や名古屋地方気象台に助言を求めることがある。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるように、あらかじめ避難誘導等に係る計画を作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 避難計画

計画は、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- (ア) 給水措置
- (イ) 給食措置
- (ウ) 毛布及び寝具等の支給
- (エ) 衣料、日用必需品の支給
- (オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

- (ア) 緊急避難場所や避難所の秩序保持
- (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

- (ア) 広報車による広報
- (イ) 避難誘導員による現地広報
- (ウ) 自主防災組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の注意事項

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に注意して、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することより避難の万全を期す。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育委員会においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第7章 第2節 要配慮者支援対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

市、県及び名古屋地方気象台における措置

1 緊急避難場所等の広報

市は指定した緊急避難場所や避難所について、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

(1) 緊急避難場所、避難所の名称

- (2) 緊急避難場所、避難所の所在位置
- (3) 避難地区分け
- (4) 緊急避難場所、避難所への経路
- (5) 緊急避難場所、避難所の区分
- (6) その他必要な事項

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。
イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること(2) 避難のための知識の普及。

2 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- (1) 平常時における避難のための知識
- (2) 避難時における知識

ア 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
イ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。(特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること。)
ウ 津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること。

3 その他

- (1) 防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (3) 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

【基本方針】

- 災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、市は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を行う。
- 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年(1994年)愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めることとする。
また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年(2020年)における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 市及び県は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。

また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の指定・ 整備	市	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 1(5) 福祉避難所の設備の整備 1(6) 避難所の運営体制の整備
第2節 要配慮者支援対 策	市、県、社会福祉施 設等管理者	1 要配慮者の把握 2(1) 社会福祉施設等における対策 2(2) 在宅の要配慮者対策 2(3) 避難行動要支援者対策 2(4) 外国人等に対する防災対策 2(5) 生活物資等の整備 2(6) 浸水想定区域内の施設等の公表 2(7) 洪水時の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達 3(1) 名簿の作成目的 3(2) 名簿に記載する者の範囲 3(3) 避難支援等関係者 3(4) 名簿情報の提供先 3(5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 3(6) 名簿の更新に関する事項 3(7) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するため に市が求める措置及び市が講ずる措置 3(8) 避難支援等関係者の安全確保

第3節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策
----------------	-----	---------

第1節 避難所の指定・整備等

1 市における措置

(1) 避難所等の整備

地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を超えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 指定する避難所は、短期滞在する一時避難所と、短期及び長期滞在する拠点避難所及び予備拠点避難所とに区分する。ただし、一時避難所の管理・運営については自主防災組織とする。

また、指定した避難所に避難者全てを受入れできない場合に備えて、避難所以外の公共施設を避難可能箇所として指定する。

エ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

<一人当たりの必要占有面積>

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

(注) 介護が必要な要配慮者の状況に応じて必要な規模の確保に努める必要がある。

<新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積>

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

オ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

カ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備

した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

キ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。

ク 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーテイション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努め、中央防災倉庫、防災備蓄倉庫及び防災資機材倉庫内の備蓄品目や備蓄量の見直しを行い、迅速かつ的確に対応するものとする。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(4) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(5) 福祉避難所の設備の整備

福祉避難所には、要配慮者の特性に応じた設備の整備に努める。

(6) 避難所の運営体制の整備

ア 県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

ウ なお、避難所の運営に当たっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討す

る。

- エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
- オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(資料)

- ・ 抛点避難所 (附属資料 p. 46)
- ・ 予備拠点避難所 (附属資料 p. 46)
- ・ 一時避難所 (附属資料 p. 47)
- ・ 避難可能箇所 (附属資料 p. 47)
- ・ 福祉避難所 (附属資料 p. 52)
- ・ 災害時における宿泊施設等の利用に関する協定 (参考資料 p. 115)

第2節 要配慮者支援対策

1 要配慮者の把握

災害発生の予防又は災害拡大の防止のため、要配慮者の情報の把握に努め、防災上必要な措置を講ずる。

なお、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者を「要配慮者」、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

2 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置

近年の急速な高齢化や国際化、さらにはライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、災害から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛

防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、近隣施設間、周辺住民によるボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

なお、入所施設及びグループホームにあっては、夜間、休日等の場合にも対応できるよう要配慮者の安全確保を第一に整備を行うものとする。

イ 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努めるとともに、施設内部や施設周辺のバリアフリー化に努めるものとする。

ウ 緊急連絡体制の整備

施設等管理者は、災害の発生に備え、市役所及び消防本部への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。また、施設入所者等の情報（緊急連絡先家族構成、日常生活自立度等）について整理保管する。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、災害発生時にライフラインの途絶等の事態が予測されるので、3日分程度の飲料水、食糧や生活必需品及び医薬品の備蓄を図るよう努める。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

※なお、市町村地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、第2編第9章津波等予防対策参照のこと。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、避難行動要支援者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、自主防災組織等の協力を得て地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の避難行動要支援者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等と応援協力体制の確立に努める。

ウ 防災教育及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるため、個々の避難行動要支援者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 避難行動要支援者等の状況把握

市は、避難行動要支援者の名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるよう努めるものとする。

また、あらかじめ自主防災組織、民生委員・児童委員など、地域の福祉関係者と連携し

て、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

なお、把握に当たっては、避難行動要支援者のプライバシーに十分配慮することとする。

さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 避難行動要支援者の把握

市は、災害時に避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障がい児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置に

ついて地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 個別避難計画の作成等

(ア) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者について、情報提供に提供することについて周知を行う。

(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

エ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する防災対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。
- ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動の推進
- エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の実施
- オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

(5) 生活物資等の整備

市は、乳幼児及び高齢者などに配慮した食糧及び生活必需品の備蓄を推進するものとする。

(6) 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

(7) 洪水時の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

3 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 名簿の作成目的

避難行動要支援者に対して、指定避難場所等の安全な場所へと避難させるための情報の基礎とするため、名簿を作成する。

(2) 名簿に記載する者の範囲

ア 障害、要介護等の状態区分が下表に該当する場合

区分	範囲
身体障がい者	総合等級での判断ではなく、個別障害の等級とする。 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由（上肢・下肢） 1～2級 肢体不自由（体幹） 1～3級 内部障害（呼吸器） 1級
知的障がい者	A判定
精神障がい者	1級
要介護高齢者	要介護度3～5
難病患者	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年（2014年）法律第50号）第5条第1項に指定する支給認定を受けた指定難病の患者で、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年（2005年）法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを利用しているもの

イ 避難支援関係者（地域住民等）が避難行動要支援者と判断した場合

ウ 要配慮者本人が支援を申し出た場合

(3) 避難支援等関係者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、個々の避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる者をいう。

(4) 名簿情報の提供先

平常時には、避難支援等関係者のうち、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、名簿情報の外部提供について同意を得られた者の名簿を提供する。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難支援等関係者のほか、派遣された自衛隊の部隊や他都道府県警察からの応援部隊、避難支援等への協力が得られる企業や団体等に対し、名簿情報を提供することができ、この場合、名簿情報を外部提供することについて本人の同意を得ることを要しないものとする。

(5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報の集約に努める。

イ 市長は、名簿の作成のため必要があると認めるときは、愛知県知事その他関係する者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求める。

(6) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者等の状況は常に変化しうるため、避難行動要支援者に該当する者を把握し、名簿情報を定期的に更新し、最新の状態に保つよう努める。

ア 名簿に記載する範囲に該当する者を名簿に掲載するとともに、名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認及び周知を行う。

イ 新たに転入してきた要介護高齢者、障がい者等や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を名簿に掲載するとともに、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認及び周知を行う。

ウ 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合や、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合は、避難行動要支援者名簿の更新を行う。

(7) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

ア 名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要であること。

名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、「東海市情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

イ 名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の

避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

- ウ 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- エ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- オ 施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導する。
- カ 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- キ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- ク 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- ケ 市は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、必要な限度で、要配慮者の個人情報を市の内部において利用する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

地域に対し、避難の必要性や名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たり、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知するよう説明する。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、名簿制度の活用や意義等について理解を求める。また、災害時には避難行動要支援者を避難支援等関係者等が全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることについて理解を求める。

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県における措置

公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開

始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食糧の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

【基本方針】

- 市は、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに危険物施設の対し自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図るものとする。なお、石油コンビナート地域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく、愛知県石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 火災予防対策に関する指導	市	1(1) 一般家庭に対する指導 1(2) 防火対象物の防火体制の推進 1(3) 予防査察の強化及び指導 1(4) 建築同意制度の活用 1(5) 危険物取扱者に対する保安教育の徹底 1(6) 消防設備士教育の徹底 1(7) 危険物等の保安確保の指導 1(8) 震災時の出火防止対策の推進
第2節 消防力の整備強化	市	消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の充実
第3節 危険物施設防災計画	市、県 危険物施設の管理者	1(1) 保安確保の指導 2(1) 施設の保全及び耐震性の強化 2(2) 大規模タンクの耐震性の強化 2(3) 自主防災体制の確立
第4節 高圧ガス大量貯蔵所 防災計画	市、県 高圧ガス製造施設の管理者	1 周辺住宅地域に被害を及ぼさない対策の推進 2(1) 高圧ガス製造施設の対策 2(2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策 2(3) 防災活動対策
第5節 毒物劇物取扱施設 防災計画	市、県	1 災害予防対策の推進

第1節 火災予防対策に関する指導

1 市における措置

(1) 一般家庭に対する指導

市は、自主防災組織を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具等の普及徹底を図るとともに、これらの取扱方法を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時ににおける初期消火活動の徹底を図る。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険性が極めて高い。このため消防本部は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火・避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火

体制の推進を図る。

(3) 予防査察の強化及び指導

消防本部は、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途及び地域等に応じ計画的に実施し、常に防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全な指導を行う。

(4) 建築同意制度の活用

消防本部は、建築物を新築、増築等計画の段階で、防火の観点からその安全性を確保できるよう、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図る。

(5) 危険物取扱者に対する保安教育の徹底

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、県が実施する取扱作業の保安に関する講習会に積極的な参加を呼びかけ、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(6) 消防設備士教育の徹底

消防本部は、消防設備士に対し、常に新しい知識及び技術を修得させるとともに、消防用設備等の工事又は整備に関する技術の向上を図るため、県が実施する講習会に積極的な参加を呼びかけ、消防設備士の資質の向上に努める。

(7) 危険物等の保安確保の指導

消防本部は、消防法に規定を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要な都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また、東海市火災予防条例（昭和44年（1969年）東海市条例第36号）に規定する少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努める。

(8) 震災時の出火防止対策の推進

市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第2節 消防力の整備強化

1 市における措置

消防本部は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の充実のため、国及び県の補助制度を活用し、整備を図り強化するとともに、年次計画を立てその強化を図る。

また、災害時の初期消火活動については、飲料水兼用耐震性貯水槽及び可搬式動力ポンプの整備を推進する。

第3節 危険物施設防災計画

1 市及び県における措置

(1) 保安確保の指導

市及び県は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者等は、消防法第12条及び第14条の3の2等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500キロリットル以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の管理者等は、消防法第14条の2の規程に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえ、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画

1 市における措置

市内には多種多様な高圧ガスが多量に取扱われており、その危険度は極めて大きく、大量に貯蔵及び消費している事業所において事故が発生すれば、周辺住宅地域に被害を及ぼす恐れがある。このため、従来から高圧ガス保安法（昭和26年（1951年）法律第204号）等により法的基準の遵守はもとより、自主的な保安体制の整備及び充実を図ってきている。

しかし、大規模地震時には、高圧ガス製造施設（貯蔵所を含む。以下同じ。）も損傷を受ける場合があるので、高圧ガス製造施設の被害を最小限に抑止し、周辺住宅地域に被害を及ぼさないよう次の事項の対策を推進するものとする。

- (1) 各事業所における高圧ガス製造施設や重要な保安施設が大災害の原因になるような損傷を受けないようにする。
- (2) 万一、これらの施設が損傷を受けても、当該事業所で対策措置ができるようにする。
- (3) 地震防災対策強化地域以外の事業所についても、地震防災応急計画を定める。

2 高圧ガス製造施設の管理者における措置

高圧ガス製造施設は、高圧ガス保安法に定める耐震構造とするほか、過去の震災例に基づき補強対策を実施する。

また、高圧ガス製造設備の緊急停止や地震発生時の円滑な防災活動に必要な対策を実施する。

(1) 高圧ガス製造施設の対策

ア 貯槽

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、安全弁等の附属品には十分な補強をする。また、緊急遮断弁は感震器と連動させる。

イ 塔類

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、液面計等の附属品には十分な補強をする。

ウ 圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は同一の基礎上に乗せ、不等沈下を防止する。

エ 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立上がり部など、強い応力の係る部分には可とう性を持たせる。

オ 防液堤

必要な容量を確保し耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とする。

カ 防消火設備

海水の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。また、遠隔操作ができる構造とする。

キ 計装関係

自動制御装置及び緊急遮断装置等は、フェイル・セーフ構造とする。また、操作パネルには、地震時にも操作できるよう手すり等を設ける。

ク 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

(2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策

化学工場等の重要機器は、大規模地震が発生した場合、これら事業所の高圧ガス設備と感震器とが連動して、自動的に装置全体を緊急停止するよう検討する。

(3) 防災活動対策

地震による災害を防止するため、漏えい防止対策、消火活動、除害活動等に必要な防災資機材の整備を図る。また、緊急操作及び防災行動をシステム化し、これを周知徹底するための定期的な操作訓練及び防災訓練を実施する。

第5節 毒物劇物取扱施設防災計画

毒物劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法（昭和25年（1950年）法律第303号）に基づいて、関係機関において監視指導が行われている。

地震により毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、毒物劇物取扱施設であって、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、これらの法令により災害予防対策を、また、これらの法による規制を受けない施設については、県が実施する立入指導の強化により災害予防対策を推進するものとする。

1 市及び県における措置

次の事項を重点として指導する。

- (1) 毒物劇物貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、あるいは貯留槽等の設置を推進する。
- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。
- (3) 毒物劇物の貯蔵又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名、電話番号等連絡方法」、「医療用外」・「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- (5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備機材等の配備の促進を図る。

第9章 津波等予防対策

【基本方針】

- 地盤沈下や老朽化に対応した施設の嵩上げ、補強、補修等のハード面での対策だけではなく、堤防・護岸施設外の区域などから住民、観光客、漁船等を避難させる必要があるほか、地震の外力や地盤の液状化により、堤防・護岸施設等に被害が生じたり、水門、水路等の決壊などによる不測の事態も想定されるため、予防対策を講ずる。
- 津波災害対策については、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本として検討を進めていくものとする。
 - ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。
- 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 津波対策に係る地域の指定等	市、県	1 津波避難対象地域等の指定 2 津波災害警戒区域の指定
第2節 津波防災体制の充実	市、県	1 想定される津波等に対する計画の策定
	市	2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定
	市、避難促進施設の所有者又は管理者	3 津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物(ハザードマップ等)の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施
第3節 津波防災知識の普及	市、県、名古屋地方気象台	1 津波防災知識の普及啓発
	市	2 津波防災知識の普及
第4節 津波等防災事業の推進	市、県	1 津波に強いまちづくりの推進
	内水排除施設等の管理者	2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置
	河川、海岸及び港湾の管理者	3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針、計画の作成等

第1節 津波対策に係る地域の指定等

1 津波危険地域の指定

県が公表した、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年（2014年）5月30日公表）の理論上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域を「津波避難対象地域」として指定することとする。

2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定

県は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定する。（平成26年（2014年）11月26日公表）

また、同法第53条第1項及び第2項に基づき、津波災害警戒区域を指定し、基準水位の公

示を行う。(令和元年(2019年)7月30日指定)

第2節 津波防災体制の充実

1 市及び県における措置

(1) 市及び県は、想定される津波等に対して、あらかじめ対策計画を策定する。

また、県は、津波等からの一時避難方法及び市町村の区域を越えた広域避難を想定し、津波避難のあり方として、市が津波避難計画を策定する際の指針を作成する。

(2) 津波警報等、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮するものとする。

(3) 強い揺れを伴わぬいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せる事のないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。

(4) 消防職員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

2 市における措置

市は、津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域・津波災害警戒区域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップなどを具体的に策定する。

(1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

(2) 避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を地域防災計画に明示し、また、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。また、避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置したり、電柱等に標高を表示して、日頃から周知する。なお、あらかじめ策定した津波対策に係る計画に基づき、必要に応じて津波避難施設を整備するとともに、津波一時避難ビルとして民間施設等の活用を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図るものとする。

(4) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到

達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。また、避難手段として、愛知県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。

3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

4 津波災害警戒区域の指定に係る事項

- (1) 次の事項を地域防災計画に定めるものとする。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。
- ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。
- イ 津波災害警戒区域内にある地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で地域防災計画に定める施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。
- (2) 地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を市長に報告する。

(資料)

- ・ 津波災害警戒区域内の避難促進施設 (附属資料 p. 17)

- (3) 市長は、市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第3節 津波防災知識の普及

1 市、県及び名古屋地方気象台における措置

一般及び船舶に対しては、津波警報等及び避難情報の意味を周知するとともに、津波防災知識の心得を普及啓発する。

(1) 一般向け

ア 避難行動に関する知識

- ア 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）

を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。

(イ) 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。

(ウ) 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。

(オ) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。

(カ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。

(キ) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。

イ 津波の特性に関する情報

(ア) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。

(イ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。

(ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

(ア) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。

(イ) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

(ウ) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

(2) 船舶向け

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。

イ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたら、すぐ港外退避する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

エ 港外退避できない小型船は、直ちに高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

2 市における措置

市は、地域の実情に応じて外からの観光客等を含めた津波避難対象地域・津波災害警戒区域の周知や防災訓練として津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知

識の普及に努める。

第4節 津波等防災事業の推進

1 市及び県における措置

- (1) 市は、津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- (2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- (3) 行政関連施設、要配慮者に関する施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

2 内水排除施設等の管理者における措置

内水排除施設等の管理者は、堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水に備え、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

3 河川、海岸及び港湾の管理者における措置

(1) 方針・計画の策定

- ア 河川、海岸及び港湾の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
- (ア) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - (イ) 防潮堤、堤防、防波堤等の補強、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画
 - (ウ) 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理办法

イ 港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

なお、伊勢湾、名古屋港、衣浦港、三河港については、港湾の業務継続計画が策定されている。

(2) 海岸

市の地域の海岸堤防は、臨海部の工場進出により、海に接する部分はないが、臨海部の工場用地等の護岸は、昭和34年（1959年）の伊勢湾台風級の高潮に耐えるものとなっているものの、その後の経年変化等により機能低下も考えられるので調査を実施し、耐震性護岸の確立の推進について、県及び名古屋港管理組合と連携を図り、激甚な大規模災害にも備えた対策が推進されるように努める。

(3) 河川

市の管理する河川は、準用河川を始め、末端水路まで至るが、堤防の損傷に起因する災害を未然に防止するため、河川堤防の老朽程度を把握するとともに、河川の水位を低下させるための河川改修を、県の計画と整合性を図りながら計画的に促進を図るとともに、堤体の補強等について、激甚な大規模災害にも備えた対策を推進する必要がある。

樋門については、高潮、津波その他の海水の浸水を防御するとともに、洪水の疎通を調整し、災害の発生を防止するため必要な施設であり、県と操作方法も含め、計画的な対策を推進する必要がある。

また、排水施設についても、地震に対し、その機能が保持できるよう検討を行い、整備を図るものとする。

第10章 広域応援・受援体制の整備

【基本方針】

- 市等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。
- なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 広域応援体制の整備	市、県	1(1) 応援要請手続きの整備 1(2) 応援協定の締結等 1(3) 受援体制の整備 1(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画 1(5) 経費の負担
第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	市 県警察	1(2) 県内の広域消防相互応援 2 警察災害派遣隊等
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	市、県	1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等
第4節 防災活動拠点の確保等	市、県	防災活動拠点の確保等

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 市及び県における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市は、県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対

策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

県が策定した国の活動に対応した受援計画には、市及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めてある。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

(5) 経費の負担

ア 国又は県から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法及び他市町村から市に派遣又は応援を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、その都度協議して定める。

イ 指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、その都度協議して定める
(資 料)

締結中の協定については参考資料を参照

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

1 市における措置

(1) 緊急消防援助隊

市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動によ

り、地震発生直後から応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

(2) 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

2 県警察における措置

- (1) 県警察は、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。
- (2) 県警察は、警察法第60条の規定に基づき警察災害派遣隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるものとする。
- (3) 県警察は、救出救助用資機材の整備を推進するものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 市及び県における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他の防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、隨時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

1 市及び県における措置

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備

する。なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保に当たっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、市、国及び県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

【基本方針】

- 市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 地震災害を最小限に食い止めるには、市を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから、各種災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。このため市は、防災訓練、学校教育、広報等を通じて防災意識の向上を図る。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実施	市、県	1(1) 総合防災訓練 1(2) 津波防災訓練 1(3) 地域防災訓練 1(4) 動員訓練 1(5) 広域応援訓練 1(6) 防災訓練の指導協力 1(7) 訓練の検証 1(8) 図上訓練等
	防災関係機関	2 訓練の実施
	市、県、各学校管理者	3(1) 計画の策定及び周知徹底 3(2) 訓練の実施 3(3) 訓練の反省
第2節 防災のための意識啓発・広報	市、県、県警察、名古屋地方気象台	1(1) 防災に関する知識の普及 1(2) 自動車運転者に対する広報 1(3) 家庭内備蓄等の推進 1(5) 過去の災害教訓の伝承
第3節 防災関係機関における措置	防災関係機関	防災教育の実施
第4節 防災のための教育	市、県、各学校管理者	1(1) 児童生徒等に対する安全教育 1(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上 1(3) 防災思想の普及 1(4) 登下校（登降園）の安全確保
	市	2(1) 職員に対する防災教育 2(2) 地域住民に対する防災教育

第1節 防災訓練の実施

1 市及び県における措置

- (1) 総合防災訓練

市は、小学校区を単位とした自主防災組織との共催により、防災関係機関等の協力を求め、大規模な地震災害に備えての総合防災訓練を実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるよう努め、次のとおり実施する。

また、訓練のための交通規制については、東海警察署と十分協議し、実際に道路を使用した訓練も適宜実施する。

ア 東日本大震災及び阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、現地指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練などを実施する。

イ 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報等の伝達など、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。

ウ 災害応援に関する協定に基づき、各防災関係機関等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

(資料)

- ・ 訓練時における交通規制標示 (附属資料 p. 68)

(2) 津波防災訓練

県及び津波の関係市町村は、東海地震・東南海地震・南海地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて、津波防災訓練を次のとおり実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

(3) 地域防災訓練

コミュニティ又は町内会・自治会を単位とした自主防災組織が、避難誘導、情報の収集伝達、初期消火、応急救護訓練等の具体的な訓練を、防災資機材を活用して実施する。

(4) 勤員訓練

市及び県は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の勤員訓練を適宜実施する。

(5) 広域応援訓練

市及び県は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(6) 防災訓練の指導協力

市及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必

要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(7) 訓練の検証

市及び県は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(8) 図上訓練等

市及び県は、職員の災害対応能力の工場を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は、地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

3 市、県及び各学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性及び施設設備の配置状況並びに児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示及び伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災局）等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正及び整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

1 市、県、県警察及び名古屋地方気象台における措置

(1) 防災意識の啓発

県は、地震発生時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市や防災関係機関、民

間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、地震体験車を市・消防本部等に貸し出すとともに、地震災害に関するビデオなどを市、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、市民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、市、県及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～ツについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、市及び県は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 市内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- エ 警報等や避難情報の意味と内容
- オ 正確な情報の入手
- カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- コ 避難生活に関する知識
- サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- シ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- チ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- ツ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

市及び県は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地

震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識や市内の活断層及び活断層地震への対策に関する知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。

(3) 自動車運転者に対する広報

市、県及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

(5) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市、県等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(6) 過去の災害教訓の伝承

市及び県は、県民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第4節 防災のための教育

1 市、県及び各学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るために学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しひとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技術の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る

(4) 登下校（登降園）の安全確保

ア 通学路の設定等

(ア) 通学路については、東海警察署、知多建設事務所、消防本部等関係機関及び地元関係者と連携を図り、校区内のさまざまな状況下における危険箇所を把握して点検及び整備を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について、指導計画を熟知しておく。

(イ) 通学路における危険箇所について、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市における措置

(1) 職員に対する防災教育

防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても、機会をえて防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災に関する事務又は業務などの知識及び実務等に関する講習会、研

究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

また、地域の防災力の充実を図る観点から国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等の連携を図るなど防災に関する専門的な知識や行動力を有する人材を育成するための仕組みの構築に努める。

(2) 地域住民に対する防災教育

防災に関する展覧会、映写会等の行事、図書の配布等により、水防、土砂災害防止等の災害時における心得等の知識の普及に努めるとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図り、地域住民の防災に関する認識を高揚する。

第12章 震災に関する調査研究の推進

【基本方針】

- 市西部及び河川の流域部では、沖積層が厚く分布している。これら軟弱な地盤地帯における木造家屋の密集地域では液状化現象が生じる危険性が高く、それぞれの地域によって想定される被害は、さまざまである地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急復旧対策について調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。
また、県が実施する各種調査の結果を踏まえて、災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を検討するとともに、市民への防災広報活動の充実を図るものとする。

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
震災に関する調査研究の推進	市、県	1(1) 基礎的調査（本市の自然的及び社会的条件に関する調査） 1(2) 地震及び被害想定に関する調査 1(3) 災害防止及び都市の防災化に関する調査 1(4) 防災カルテ等の整備 1(5) 地籍調査

震災に関する調査研究の推進

1 市及び県における措置

(1) 基礎的調査（本市の自然的及び社会的条件に関する調査）

本市の自然的及び社会的条件についての調査は、調査研究の最も基礎をなすものである。社会的条件については、既存の一般的な調査が利用できるが、自然的条件については、部分的には市において調査研究を実施するものであるが、活断層等の広範囲な調査を必要とするものについては、県等の調査結果を参考とする。

(2) 地震及び被害想定に関する調査

地震の発生、規模及び予知並びに被害想定に関する事項については、広範なデータ収集及び多額の経費を要するため、県等が実施する調査結果により、本市における影響等について調査研究する。

(3) 災害防止及び都市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるための、効果的な対策を調査研究する。

(4) 防災カルテ等の整備

市は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、小学校区（コミュニティ）単位、町内会・自治会単位、自主防災組織単位等での防災カルテ及び防災マップを作成する。

(5) 地籍調査

防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。